# 東日本大震災の災害廃棄物広域処理に関する要請・質問書に対する回答

平成 23 年 3 月 5 日 環 境 省

東日本大震災においては、大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生しており、岩手県で通常の一般廃棄物の排出量の約 11 年分、宮城県で約 19 年分となっており、これらの処理は復旧復興の大前提であることから、速やかに処理を進めなければなりません。被災地では急ピッチで再生利用や仮設焼却炉の設置による処理を進めていますが、それでも処理能力が大幅に不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理の推進が不可欠となっており、岩手県では約 57 万トン、宮城県では約 344 万トンの災害廃棄物について広域処理をお願いしています。

平成23年10月4日の災害廃棄物の広域処理推進会議、12月20日の全国知事会議等において、災害廃棄物の広域処理に関して環境大臣より御協力をお願いしており、理解が広がっている状況ですが、処理の進捗は依然厳しい状況が続いております。震災発生後間もなく一年を迎えようとしているこの時期に、改めて広域処理に関して御協力をお願いいたします。

#### 災害廃棄物の受入れ基準

焼却前における災害廃棄物の放射性物質の濃度基準について、「混焼割合等を勘案した一律の受入規準を定めることは困難」で、「受入側自治体が、市民に分かりやすい形で一定の受入基準を設定し、受入状況に応じた安全性の評価及びそれに即した説明を行うことは可能」との見解を示されたが、県民の皆様に安全性を説明するためには、受入段階での災害廃棄物の安全基準を示す必要がある。このため、個々の自治体に判断を委ねるのではなく、これまでに蓄積された知見を生かし、混焼も想定した、国としての明確な基準を設定されたい。

# (答)

他の自治体からも受入れ段階での災害廃棄物の安全基準を示すよう要望があったことから、既に平成 23 年 10 月に、可燃物を焼却する場合の広域処理の目安を放射性セシウム濃度(セシウム 134 とセシウム 137 の合計値。以下同じ。)が 240~480Bq/kg以下と示したところです。240~480Bq/kg以下と幅があるのは、焼却炉の燃焼形式によって飛灰への放射性セシウムの濃縮率が異なるためであり、ストーカ炉の場合は 240 Bq/kg以下、流動床炉の場合は 480Bq/kg以下です。一方、岩手県及び宮城県の被災地においては、平成 23 年 6 月以降、広域処理も念頭に、災害廃棄物の放射能濃度の測定及び組成調査が実施されています。その結果によれば、宮城県の一部地域を除いて沿岸部の災害廃棄物の放射能濃度は不検出から低いレベルにとどまっており、廃棄物の処理・再生利用において、十分な安全性を確保し得るレベルです。

具体的には、災害廃棄物の放射性セシウム濃度は、可燃物全体では不検出~240Bq/kgの範囲となっており、安全に処理することが可能です。

放射性物質の飛散がほとんどない地域における対応

放射性物質の飛散がほとんどない地域における基準については、自治体個々の受入基準による対応で可能とする見解であるが、受入自治体の判断に委ねるのでなく、広域での協力要請という視点から、国が主体となって、県民の安全・安心が確保でき、理解が得られるような、きめ細かな基準を設定すべきと考える。責任のある対応を早急にお願いしたい。

# (答)

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」 (以下「ガイドライン」という。)において示している安全性の考え方は、全国に 適用可能なものであり、地域ごとに異なる基準を設定する必要はないものと考えま す。

なお、地域の実情に応じたきめ細かな説明により、貴県のような放射性物質の飛 散がほとんどない地域においても広域処理の安全性に対する理解が得られるよう、 説明資料等をより一層充実させてまいります。 最終処分場跡地利用とそれを利用する県民の安全性の視点からの基準

最終処分場跡地利用の安全基準設定については、「利用形態ごとの厳格な評価を行うには、一定の利用形態を想定してシナリオ評価することが必要ですので、その点も含めて今後ガイドラインを充実していきたい」との見解が示されたが、受け入れを検討するためには、跡地利用への影響を考慮する必要があるので、ガイドラインを早急に作られたい。

また、「覆土を保った利用であれば居住等を除く一般的な用途には特段の問題は生じない」との見解が示されたが、実際の跡地利用には、掘削するなどの形質変更を伴うことが想定されるので、この点を踏まえた跡地利用の安全性について見解を示されたい。

#### (答)

広域処理の対象としている岩手県及び宮城県沿岸部の災害廃棄物については、 放射性物質汚染対処特措法の対象ではなく、廃棄物処理法の規制を遵守すること により、安全に処理ができるものです。したがって、御指摘の跡地利用制限につ いては、特別な制限がかかるものではなく、通常の跡地利用の方法(最終処分場 跡地形質変更に係る施行ガイドライン)によることができます。

なお、8,000Bq/kg 以下の廃棄物を埋め立てた処分場については、50cm の覆土を保つことで、仮に3年間程度の管理期間終了後からその上で居住した場合でも、10μSv/年には達しません。このため、覆土を保った利用であれば一般的な用途には特段の問題は生じないと考えます。また、ガイドラインに実測値を掲載しているとおり、広域処理を行う災害廃棄物の焼却灰の放射性セシウム濃度は8,000Bq/kg より大幅に低い値になると見込まれます。特に、放射性物質の飛散がほとんどない地域においては、通常の一般廃棄物と混焼されることで更に低い値になることも想定されます。

## 放射性物質の濃度基準を超えた場合の処理

災害廃棄物の焼却灰について、「放射性セシウム濃度が 8,000 ベクレルを超える廃棄物については、『放射性物質汚染対処特措法』に定める指定廃棄物とする予定であり、万一、焼却灰の放射性セシウム濃度が 8,000 ベクレルを超えた場合は、国が責任を持って対応する」とのことであるが、対応の具体的な内容を早急に示されたい。

# (答)

広域処理の対象としている災害廃棄物の放射能濃度は不検出又は低く、焼却灰として濃縮しても8,000Bq/kgを超えることは考えられませんが、万一、8,000Bq/kgを超えた場合は、放射性物質汚染対処特措法に基づいて、指定廃棄物に指定し、国が責任をもって処理します。

#### 放射性物質のモニタリング

災害廃棄物の受入側のモニタリングについては、平成23年8月29日付け廃棄物対策課課長通知で示されているとの回答であるが、この中では、例えば、中間処理施設の排ガスや主灰・飛灰の放射性物質濃度の標準的な測定頻度が1ヶ月に1回とされている。

また、放射性セシウム濃度が 8,000 ベクレル以下の焼却灰等を埋立処分した場合の最終処分場の浸出水等の放射性物質のモニタリングについては、維持管理基準として示されていない。

このため、災害廃棄物を処理する際の保管場所、焼却施設、最終処分場の周辺環境の安全性を確保するためには、より細かなモニタリング手法が必要と考えるが、見解を示されたい。

#### (答)

前回回答のとおり、広域処理の対象となる災害廃棄物の放射能濃度は不検出又は低く、また、搬出時に災害廃棄物の空間線量率の確認も行うことで、受入側での災害廃棄物の処理・再生利用にあたり問題が生じることはないと考えられるため、ガイドラインにおいては、確認的なものとして、受入側でのモニタリングの考え方を整理しています。

なお、東京都の広域処理でガイドラインよりさらに厳しい確認を行っているように、特に広域処理を開始する段階では、より丁寧なモニタリングを行うことが 受入側の理解につながるとも考えられますが、データを蓄積させることにより合 理的なモニタリング内容にしていくことは可能と考えています。

## 災害廃棄物の焼却等に伴う施設管理

災害廃棄物を焼却施設等で処理した場合に、「バグフィルター等の設備について特段の影響は報告されていない」とのことであるが、実際に調査された例とそのデータがあれば示されたい。

また、一般廃棄物と混焼するに当たり、「既存の運転管理マニュアルに従い適切な運転管理をしていただければ特段の支障はない」としているが、放射性物質への対応ばかりでなく、灰分の増加や燃焼管理、異常物の混入などに備え、処理方式ごとに問題点を想定し、これを踏まえたマニュアルを策定されたい。

## (答)

前回回答のとおり、環境省が廃棄物の焼却灰測定を依頼した 16 都県の一般廃棄物焼却施設うち 400 を超える大半の施設において飛灰から放射性セシウムが検出されていますが、バグフィルター等の設備について特段影響は報告されていません。

また、災害廃棄物は通常焼却処理されている廃棄物と大きく異なる性状を有しているものではありませんので、廃棄物処理法等に基づく既存の運転管理マニュアルに従い適切な運転管理をしていただければ特段の支障はないと考えますが、御指摘のような点が原因で既存の運転管理マニュアルでは対応不可能な問題が生じることが判明した場合は、適切に対応してまいります。

## 放射性物質を除去する技術の確立

放射性物質の除去技術が早期に確立され、その内容や効果が明らかとなれば、 災害廃棄物の受入の際の県民の安心安全に大きく寄与することとなるので、現在 の知見を駆使し、積極的かつ早急に取組を進められたい。

# (答)

広域処理の対象としている岩手県及び宮城県沿岸部の災害廃棄物については、 放射性物質汚染対処特措法の対象ではなく、廃棄物処理法の規制を遵守すること により、安全に処理ができるものですが、放射性物質による汚染への対処には、 御指摘のような放射性物質の除去技術の確立は重要と考えており、そのための取 組についても進めてまいります。

## 災害廃棄物の焼却に伴う排出ガスに係る安全性の周知

12月16日にパンフレットを作成し、国民に周知しようとする姿勢は評価するが、県民・市民の不安解消や疑問に答えるためには、論点を明確にした上で、必要十分なデータを付して、もっと詳細な説明書を用意すべきと考える。

また、「県民・市民の御理解をいただくため、地方公共団体の説明会等へ協力」するとあるが、国として説明会を開催するとともに、国民全体の理解を得るための広報活動を行うなど、主体的かつ責任ある対応をされたい。

### (答)

御指摘のとおり、災害廃棄物の広域処理に対する国民の理解を促進するためには、広域処理の必要性と安全性の広報が極めて重要であり、御指摘のパンフレットのほか、環境大臣出演のビデオメッセージ(政府インターネットテレビ) DV D(津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の受け入れについて)等、種々の資料を作成してきました。

また、それらの資料を広く配布するとともに、本年1月16日には、環境省ホームページに「広域処理情報サイト」を開設し、国民の皆様が広域処理の安全性や国の取組、東京都等の先行事例に関する情報等を一元的に入手できる体制も整備しております。

広域処理の実現に向けて、徐々に前向きな動きや報道が出てきているものの、 引き続き住民等から強い懸念が示される場合もあり、今後、一層の広報活動の強 化が必要と考えています。

このため、住民説明会への専門家や職員等の派遣についても、引き続き積極的に行っていくほか、被災地の実情や災害廃棄物の安全性についてのテレビ、新聞やインターネット等の各種メディアを活用した広報の積極的展開、広域処理に関する国民的議論の喚起、災害廃棄物受入れの先行事例による実績の情報発信など、本年2月から震災一周年を迎える3月にかけて、積極的な広報活動を推進していく所存です。

#### 風評被害対策

風評被害については、「消費者や小売業者をはじめとする各主体に対し、必要な施策を講じる」としていることから、早急に具体的な対応策を分野ごとにきめ 細かく国民に示して、理解が得られるよう努めていただきたい。

また、風評被害が生じた場合の国の対応をあらかじめ示されたい。

## (答)

災害廃棄物の広域処理に当たっては、安全性について説明に万全を尽くすとと もに、放射線量等の測定やそのデータの公表等をきめ細かに実施することなどに より、災害廃棄物の受入れによる風評被害を生じさせないことが重要であると考 えています。

災害廃棄物の広域処理の対象としているのは、放射能濃度が不検出又は極めて低いものに限っており、科学的にも安全に処理できることが確認されています。

このため、本来は風評被害が生じるような性格のものではなく、環境省として も、風評被害が生じることのないよう、被災地の実情や災害廃棄物処理の安全性 についてのテレビ、新聞やインターネット等の各種メディアを活用した広報の積 極的展開、広域処理に関する国民的議論の喚起、災害廃棄物受入れの先行事例に よる実績の情報発信など、積極的な広報活動を推進しているところです。

万一、風評被害による損害が発生した場合は、皆様と御相談の上、国として責任をもって、これを回復するための可能な対策を講じます。